

地方財政法第三十三条の五の二第一項の額の算定方法を定める省令の一部を改正する省令案新旧対照条文

改正案	現行
<p>(地方財政法第三十三条の五の二第一項の額の算定方法)</p> <p>第一条 地方財政法（以下「法」という。）第三十三条の五の二第一項の額は、道府県にあつては第一号に掲げる額と、市町村にあつては第二号に掲げる額とする。</p> <p>一 当該道府県の控除前財源不足額（地方交付税法（昭和二十五年法律第二百十一号）附則第六条の二の規定の適用がないものとした場合における同法第十一条の規定によつて算定した基準財政需要額が同法第十四条の規定によつて算定した基準財政収入額を超える額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）をいう。以下この条及び第三条において同じ。）に当該道府県の次のイからホまでに掲げる数値を合算したものの五分の一の数値（小数点以下二位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。以下この条及び第三条において「補正指数」という。）に別表第一のAに定める当該補正指数の段階に應ずる率を乗じて得た数と同表のBに定める当該補正指数の段階に應ずる数を合算した数に〇・二〇一九を乗じて得た率（ただし、当該率が〇・七五を超える場合は、〇・七五とする。）を乗じて得た額（五百円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨て、五百円以上千円未満の端数があるときはその端数金額を千円とする。）に、〇・九九一七六八八を乗じて得た額（五百円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨て、五百円以上千円未満</p>	<p>(地方財政法第三十三条の五の二第一項の額の算定方法)</p> <p>第一条 地方財政法（以下「法」という。）第三十三条の五の二第一項の額は、道府県にあつては第一号に掲げる額と、市町村にあつては第二号に掲げる額とする。</p> <p>一 当該道府県の控除前財源不足額（地方交付税法（昭和二十五年法律第二百十一号）附則第六条の二の規定の適用がないものとした場合における同法第十一条の規定によつて算定した基準財政需要額が同法第十四条の規定によつて算定した基準財政収入額を超える額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）をいう。以下この条及び第三条において同じ。）に当該道府県の次のイからホまでに掲げる数値を合算したものの五分の一の数値（小数点以下二位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。以下この条及び第三条において「補正指数」という。）に別表第一のAに定める当該補正指数の段階に應ずる率を乗じて得た数と同表のBに定める当該補正指数の段階に應ずる数を合算した数に〇・二三六〇を乗じて得た率（ただし、当該率が〇・七五を超える場合は、〇・七五とする。）を乗じて得た額（五百円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨て、五百円以上千円未満の端数があるときはその端数金額を千円とする。）に、〇・九九八四三〇〇を乗じて得た額（五百円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨て、五百円以上千円未満</p>

の端数があるときはその端数金額を千円とする。)

イ 平成二十七年
度における地方交付税法第十四条の規定によつて算定した基準財政収入額を地方交付税法等の一部を改正する法律(平成二十八年法律第十四号)第一条の規定による改正前の地方交付税法附則第六条の二の規定の適用がないものとした場合における地方交付税法第十一条の規定によつて算定した当該年度の基準財政需要額で除して得た数値(小数点以下二位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。)

ロ 平成二十六年
度における地方交付税法第十四条の規定によつて算定した基準財政収入額を地方交付税法等の一部を改正する法律(平成二十七年法律第三号)第一条の規定による改正前の地方交付税法附則第六条の三の規定の適用がないものとした場合における地方交付税法第十一条の規定によつて算定した当該年度の基準財政需要額で除して得た数値(小数点以下二位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。)

ハ 平成二十五
年度における地方交付税法第十四条の規定によつて算定した基準財政収入額を地方交付税法等の一部を改正する法律(平成二十六年法律第五号)第一条の規定による改正前の地方交付税法附則第六条の三の規定の適用がないものとした場合における地方交付税法第十一条の規定によつて算定した当該年度の基準財政需要額で除して得た数値(小数点以下二位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。)

ニ 平成二十四
年度における地方交付税法第十四条の規定によつて算定した基準財政収入額を地方交付税法及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律(平成二十五年法律第四号)第一条の規定による改正前の地方交付税法附則第六条の三の規定の適用がな

の端数があるときはその端数金額を千円とする。)
(新規)

イ 平成二十六
年度における地方交付税法第十四条の規定によつて算定した基準財政収入額を地方交付税法等の一部を改正する法律(平成二十七年法律第三号)第一条の規定による改正前の地方交付税法附則第六条の三の規定の適用がないものとした場合における地方交付税法第十一条の規定によつて算定した当該年度の基準財政需要額で除して得た数値(小数点以下二位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。)

ロ 平成二十五
年度における地方交付税法第十四条の規定によつて算定した基準財政収入額を地方交付税法等の一部を改正する法律(平成二十六年法律第五号)第一条の規定による改正前の地方交付税法附則第六条の三の規定の適用がないものとした場合における地方交付税法第十一条の規定によつて算定した当該年度の基準財政需要額で除して得た数値(小数点以下二位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。)

ハ 平成二十四
年度における地方交付税法第十四条の規定によつて算定した基準財政収入額を地方交付税法及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律(平成二十五年法律第四号)第一条の規定による改正前の地方交付税法附則第六条の三の規定の適用がな

いものとした場合における地方交付税法第十一条の規定によつて算定した当該年度の基準財政需要額で除して得た数値（小数点以下二位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

ホ 平成二十三年度における地方交付税法第十四条の規定によつて算定した基準財政収入額を地方交付税法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第十八号）第一条の規定による改正前の地方交付税法附則第六条の三の規定の適用がないものとした場合における地方交付税法第十一条の規定によつて算定した当該年度の基準財政需要額で除して得た数値（小数点以下二位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

（削除）

二 当該市町村の控除前財源不足額に当該市町村の補正指数に別表第二のAに定める当該補正指数の段階に応ずる率を乗じて得た数と同表のBに定める当該補正指数の段階に応ずる数を合算した数に〇・一八四五を乗じて得た率（ただし、当該率が〇・八五を超える場合は、〇・八五とする。）を乗じて得た額（五百円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨て、五百円以上千円未満の端数があるときはその端数金額を千円とする。）に、〇・九七一〇一七二を乗じて得た額（五百円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨て、五百円以上千円未満の端数があるときはその端数金額を千円と

いものとした場合における地方交付税法第十一条の規定によつて算定した当該年度の基準財政需要額で除して得た数値（小数点以下二位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

ホ 平成二十三年度における地方交付税法第十四条の規定によつて算定した基準財政収入額を地方交付税法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第十八号）第一条の規定による改正前の地方交付税法附則第六条の三の規定の適用がないものとした場合における地方交付税法第十一条の規定によつて算定した当該年度の基準財政需要額で除して得た数値（小数点以下二位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

ホ 平成二十二年度における地方交付税法第十四条の規定によつて算定した基準財政収入額を地方交付税法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第五号）第一条の規定による改正前の地方交付税法附則第六条の二の規定の適用がないものとした場合における地方交付税法第十一条の規定によつて算定した当該年度の基準財政需要額で除して得た数値（小数点以下二位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

二 当該市町村の控除前財源不足額に当該市町村の補正指数に別表第二のAに定める当該補正指数の段階に応ずる率を乗じて得た数と同表のBに定める当該補正指数の段階に応ずる数を合算した数に〇・二〇七三を乗じて得た率（ただし、当該率が〇・八五を超える場合は、〇・八五とする。）を乗じて得た額（五百円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨て、五百円以上千円未満の端数があるときはその端数金額を千円とする。）に、〇・九九一四五九八を乗じて得た額（五百円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨て、五百円以上千円未満の端数があるときはその端数金額を千円と

する。)

2 二兆千七百一億千九百三十九万四千円 と各道府県の前項第一号に掲げる額の合算額との間に差額があるときは、その差額を同号に掲げる額の最も大きい道府県の額に加算し、又はこれから減額する。

3 一兆六千七百七十八億九千九十万六千円 と各市町村について第一項第二号に掲げる額(ただし、合併市町村(普通交付税に関する省令(昭和三十七年自治省令第十七号。以下「普通交付税省令」という。))第四十八条第一項の規定の適用を受ける市町村をいう。以下同じ。))にあつては第二条の規定によつて算定した額とする。)の合算額との間に差額があるときは、その差額を同号の規定により算定した額の最も大きい市町村の額に加算し、又はこれから減額する。

(合併市町村の特例)

第二条 合併市町村に係る法第三十三条の五の二第一項の額は、次の算式によつて算定した額(五百円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨て、五百円以上千円未満の端数があるときはその端数金額を千円とする。)とする。

算式

A-B \geq 0の場合 C

A-B<0の場合 D

算式の符号

A 当該合併市町村に係る普通交付税省令第48条第1項の算式の符号Aに同じ。

B 当該合併市町村に係る普通交付税省令第48条第1項の算式の符号Bに同じ。

C 当該合併市町村に係る合併関係市町村(普通交付税省令第48条第1項に規定する合併関係市町村をいう。以下同じ。)ごとに第

する。)

2 二兆五千九百二十三億千六百九十八万二千元と各道府県の前項第一号に掲げる額の合算額との間に差額があるときは、その差額を同号に掲げる額の最も大きい道府県の額に加算し、又はこれから減額する。

3 一兆九千三百二十六億五千二百六万八千円と各市町村について第一項第二号に掲げる額(ただし、合併市町村(普通交付税に関する省令(昭和三十七年自治省令第十七号。以下「普通交付税省令」という。))第四十八条第一項の規定の適用を受ける市町村をいう。以下同じ。))にあつては第二条の規定によつて算定した額とする。)の合算額との間に差額があるときは、その差額を同号の規定により算定した額の最も大きい市町村の額に加算し、又はこれから減額する。

(合併市町村の特例)

第二条 合併市町村に係る法第三十三条の五の二第一項の額は、次の算式によつて算定した額(五百円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨て、五百円以上千円未満の端数があるときはその端数金額を千円とする。)とする。

算式

A-B \geq 0の場合 C

A-B<0の場合 D

算式の符号

A 当該合併市町村に係る普通交付税省令第48条第1項の算式の符号Aに同じ。

B 当該合併市町村に係る普通交付税省令第48条第1項の算式の符号Bに同じ。

C 当該合併市町村に係る合併関係市町村(普通交付税省令第48条第1項に規定する合併関係市町村をいう。以下同じ。)ごとに第

2項から第4項までの規定によつて算定した法第33条の5の2第1項の額の合算額

D 当該合併市町村について前条の規定によつて算定した額

2 合併関係市町村に係る法第三十三条の五の二第一項の額は、次項に規定する当該合併関係市町村に係る控除前財源不足額に第四項に規定する当該合併関係市町村に係る補正指数に別表第二のAに定める当該補正指数の段階に応ずる率を乗じて得た数と同表のBに定める当該補正指数の段階に応ずる数を合算した数に 0.1845 を乗じて得た率（ただし、当該率が 0.85 を超える場合は、 0.85 とする。）を乗じて得た額（五百円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨て、五百円以上千円未満の端数があるときはその端数金額を千円とする。）に、 0.971172 を乗じて得た額（五百円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨て、五百円以上千円未満の端数があるときはその端数金額を千円とする。）とする。

3 合併関係市町村に係る控除前財源不足額は、次の算式によつて算定した額を、合併関係市町村が当該年度の四月一日現在においてすべてなお従前の区域をもつて存続していたものと仮定した場合において各合併関係市町村につきそれぞれ普通交付税省令第十九条の十六第八項の適用がないものとした場合における普通交付税省令第四十九条の規定をもつて算定した基準財政需要額が普通交付税省令第五十条の規定によつて算定した基準財政収入額を超える額により按分した額（五百円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨て、五百円以上千円未満の端数があるときはその端数金額を千円とする。）とする。

$$(A-B) \times \alpha + B$$

(A-B)が負数となるときは、Aとする。

2項から第4項までの規定によつて算定した法第33条の5の2第1項の額の合算額

D 当該合併市町村について前条の規定によつて算定した額

2 合併関係市町村に係る法第三十三条の五の二第一項の額は、次項に規定する当該合併関係市町村に係る控除前財源不足額に第四項に規定する当該合併関係市町村に係る補正指数に別表第二のAに定める当該補正指数の段階に応ずる率を乗じて得た数と同表のBに定める当該補正指数の段階に応ずる数を合算した数に 0.2073 を乗じて得た率（ただし、当該率が 0.85 を超える場合は、 0.85 とする。）を乗じて得た額（五百円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨て、五百円以上千円未満の端数があるときはその端数金額を千円とする。）に、 0.9914598 を乗じて得た額（五百円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨て、五百円以上千円未満の端数があるときはその端数金額を千円とする。）とする。

3 合併関係市町村に係る控除前財源不足額は、次の算式によつて算定した額を、合併関係市町村が当該年度の四月一日現在においてすべてなお従前の区域をもつて存続していたものと仮定した場合において各合併関係市町村につきそれぞれ普通交付税省令第十九条の十六第八項の適用がないものとした場合における普通交付税省令第四十九条の規定をもつて算定した基準財政需要額が普通交付税省令第五十条の規定によつて算定した基準財政収入額を超える額により按分した額（五百円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨て、五百円以上千円未満の端数があるときはその端数金額を千円とする。）とする。

$$(A-B) \times \alpha + B$$

(A-B)が負数となるときは、Aとする。

算式の符号

- A 普通交付税省令附則第19条の16第9項の規定の適用がないものとした場合における普通交付税省令第48条第1項の算式の符号Aに同じ。
- B 地方交付税法附則第6条の2の適用がないものとした場合における普通交付税省令第48条第1項の算式の符号Bに同じ。
- α 普通交付税省令第48条第1項の算式の符号αに同じ。
- 4 合併関係市町村に係る補正指数は、第一号から第五号までに掲げる数値（ただし、平成二十七年四月二日から平成二十八年四月一日までに行われた市町村の合併の特例に関する法律（平成十六年法律第五十九号）第二条第一項の市町村の合併（以下「法適用合併」という。）に係る合併関係市町村にあつては、第一条第一項第一号イからホまでに掲げる数値、平成二十六年四月二日から平成二十七年四月一日までに行われた法適用合併に係る合併関係市町村にあつては、次の第一号並びに第一条第一項第一号ロからホまでに掲げる数値、平成二十五年四月二日から平成二十六年四月一日までに行われた法適用合併に係る合併関係市町村にあつては、次の第一号及び第二号並びに第一条第一項第一号ハからホまでに掲げる数値、平成二十四年四月二日から平成二十五年四月一日までに行われた法適用合併に係る合併関係市町村にあつては、次の第一号から第三号まで並びに第一条第一項第一号二及びホに掲げる数値、平成二十三年四月二日から平成二十四年四月一日までに行われた法適用合併に係る合併関係市町村にあつては、次の第一号から第四号まで及び第一条第一項第一号ホに掲げる数値）を合算したものの五分の一の数値（小数点以下二位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）とする。
- 一 平成二十七年年度における普通交付税に関する省令の一部を改正す

算式の符号

- A 普通交付税省令附則第19条の16第9項の規定の適用がないものとした場合における普通交付税省令第48条第1項の算式の符号Aに同じ。
- B 地方交付税法附則第6条の2の適用がないものとした場合における普通交付税省令第48条第1項の算式の符号Bに同じ。
- α 普通交付税省令第48条第1項の算式の符号αに同じ。
- 4 合併関係市町村に係る補正指数は、第一号から第五号までに掲げる数値（ただし、平成二十六年四月二日から平成二十七年四月一日までに行われた市町村の合併の特例に関する法律（平成十六年法律第五十九号）第二条第一項の市町村の合併（以下「法適用合併」という。）に係る合併関係市町村にあつては、第一条第一項第一号イからホまでに掲げる数値、平成二十五年四月二日から平成二十六年四月一日までに行われた法適用合併に係る合併関係市町村にあつては、次の第一号並びに第一条第一項第一号ロからホまでに掲げる数値、平成二十四年四月二日から平成二十五年四月一日までに行われた法適用合併に係る合併関係市町村にあつては、次の第一号及び第二号並びに第一条第一項第一号ハからホまでに掲げる数値、平成二十三年四月二日から平成二十四年四月一日までに行われた法適用合併に係る合併関係市町村にあつては、次の第一号から第三号まで並びに第一条第一項第一号二及びホに掲げる数値、平成二十二年四月二日から平成二十三年四月一日までに行われた法適用合併に係る合併関係市町村にあつては、次の第一号から第四号まで及び第一条第一項第一号ホに掲げる数値）を合算したものの五分の一の数値（小数点以下二位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）とする。
- （新規）

る省令（平成二十八年総務省令第 号）による改正前の普通交付税に関する省令第五十条の規定によつて算定した基準財政収入額を同令附則第十九条の十六第八項の規定の適用がないものとした場合における同令附則第十九条の十四第十一項、附則第十九条の十四の二第十一項、附則第十九条の十五第九項及び附則第二十一条第二項の規定により読み替えられた同令第四十九条の規定によつて算定した基準財政需要額で除して得た数値（小数点以下二位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

二 平成二十六年度における普通交付税に関する省令の一部を改正する省令（平成二十七年総務省令第六十四号）による改正前の普通交付税に関する省令第五十条の規定によつて算定した基準財政収入額を同令附則第十九条の十六第八項の規定の適用がないものとした場合における同令附則第十九条の十四第十一項、附則第十九条の十五第九項及び附則第二十一条第二項の規定により読み替えられた同令第四十九条の規定によつて算定した基準財政需要額で除して得た数値（小数点以下二位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

三 平成二十五年度における普通交付税に関する省令の一部を改正する省令（平成二十六年総務省令第六十三号）による改正前の普通交付税に関する省令第五十条の規定によつて算定した基準財政収入額を同令附則第十九条の十六第八項の規定の適用がないものとした場合における同令附則第十九条の十五第九項、附則第十九条の十五の二第九項及び附則第二十一条第二項の規定により読み替えられた同令第四十九条の規定によつて算定した基準財政需要額で除して得た数値（小数点以下二位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

一 平成二十六年度における普通交付税に関する省令の一部を改正する省令（平成二十七年総務省令第六十四号）による改正前の普通交付税に関する省令第五十条の規定によつて算定した基準財政収入額を同令附則第十九条の十六第八項の規定の適用がないものとした場合における同令附則第十九条の十四第十一項、附則第十九条の十五第九項及び附則第二十一条第二項の規定により読み替えられた同令第四十九条の規定によつて算定した基準財政需要額で除して得た数値（小数点以下二位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

二 平成二十五年度における普通交付税に関する省令の一部を改正する省令（平成二十六年総務省令第六十三号）による改正前の普通交付税に関する省令第五十条の規定によつて算定した基準財政収入額を同令附則第十九条の十六第八項の規定の適用がないものとした場合における同令附則第十九条の十五第九項、附則第十九条の十五の二第九項及び附則第二十一条第二項の規定により読み替えられた同令第四十九条の規定によつて算定した基準財政需要額で除して得た数値（小数点以下二位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

四 平成二十四年度における普通交付税に関する省令の一部を改正する省令（平成二十五年総務省令第七十二号）による改正前の普通交付税に関する省令第五十条の規定によつて算定した基準財政収入額を同令附則第十九条の十六第十四項の規定の適用がないものとした場合における同令附則第十九条の十五第九項及び附則第二十一条第二項の規定により読み替えられた同令第四十九条の規定によつて算定した基準財政需要額で除して得た数値（小数点以下二位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

五 平成二十三年度における普通交付税に関する省令の一部を改正する省令（平成二十四年総務省令第七十一号）による改正前の普通交付税に関する省令第五十条の規定によつて算定した基準財政収入額を同令附則第十九条の十六第十四項の規定の適用がないものとした場合における同令附則第十九条の十四第九項及び附則第十九条の十五第九項の規定により読み替えられた同令第四十九条の規定によつて算定した基準財政需要額で除して得た数値（小数点以下二位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

（削除）

（都及び特別区の特例）

第三条 都に係る法第三十三条の五の二第一項の額は、その全区域を道

三 平成二十四年度における普通交付税に関する省令の一部を改正する省令（平成二十五年総務省令第七十二号）による改正前の普通交付税に関する省令第五十条の規定によつて算定した基準財政収入額を同令附則第十九条の十六第十四項の規定の適用がないものとした場合における同令附則第十九条の十五第九項及び附則第二十一条第二項の規定により読み替えられた同令第四十九条の規定によつて算定した基準財政需要額で除して得た数値（小数点以下二位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

四 平成二十三年度における普通交付税に関する省令の一部を改正する省令（平成二十四年総務省令第七十一号）による改正前の普通交付税に関する省令第五十条の規定によつて算定した基準財政収入額を同令附則第十九条の十六第十四項の規定の適用がないものとした場合における同令附則第十九条の十四第九項及び附則第十九条の十五第九項の規定により読み替えられた同令第四十九条の規定によつて算定した基準財政需要額で除して得た数値（小数点以下二位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

五 平成二十二年度における普通交付税に関する省令の一部を改正する省令（平成二十三年総務省令第一百四十四号）による改正前の普通交付税に関する省令第五十条の規定によつて算定した基準財政収入額を同令附則第十九条の十六第十三項の規定の適用がないものとした場合における同令附則第十九条の十四第九項及び附則第十九条の十五第九項の規定により読み替えられた同令第四十九条の規定によつて算定した基準財政需要額で除して得た数値（小数点以下二位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

（都及び特別区の特例）

第三条 都に係る法第三十三条の五の二第一項の額は、その全区域を道

府県とみなして第一条の規定を適用して算定した額とし、特別区に係る法第三十三条の五の二第一項の額は、特別区の存する区域を市町村とみなして第一条の規定を適用して算定した額を控除前財源不足額に準ずるものとして総務大臣が調査した額により特別区ごとに按分した額（五百円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨て、五百円以上千円未満の端数があるときはその端数金額を千円とする。）とする。

2 前項の場合において、特別区の存する区域を市町村とみなして第一条の規定を適用して算定した額と前項の規定によつて特別区ごとに按分した額の合算額との間に差額があるときは、その差額を前項の規定によつて特別区ごとに按分した額の最も大きい特別区の法第三十三条の五の二第一項の額に加算し、又はこれから減額する。

3 前項の場合において、都及び特別区に係る控除前財源不足額については次の各号の場合に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる額とする。

一 都の全区域を道府県とみなして算定した控除前財源不足額（以下この項において「都控除前財源不足額」という。）が零を下回り、かつ、特別区の存する区域を市町村とみなして算定した控除前財源不足額（以下この項において「特別区控除前財源不足額」という。）が零を下回る場合

イ 都の全区域を道府県とみなして算定する場合の控除前財源不足額 零

ロ 特別区の存する区域を市町村とみなして算定する場合の控除前財源不足額 零

二 都控除前財源不足額が零以上であり、かつ、特別区控除前財源不足額が零以上の場合

府県とみなして第一条の規定を適用して算定した額とし、特別区に係る法第三十三条の五の二第一項の額は、特別区の存する区域を市町村とみなして第一条の規定を適用して算定した額を控除前財源不足額に準ずるものとして総務大臣が調査した額により特別区ごとに按分した額（五百円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨て、五百円以上千円未満の端数があるときはその端数金額を千円とする。）とする。

2 前項の場合において、特別区の存する区域を市町村とみなして第一条の規定を適用して算定した額と前項の規定によつて特別区ごとに按分した額の合算額との間に差額があるときは、その差額を前項の規定によつて特別区ごとに按分した額の最も大きい特別区の法第三十三条の五の二第一項の額に加算し、又はこれから減額する。

3 前項の場合において、都及び特別区に係る控除前財源不足額については次の各号の場合に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる額とする。

一 都の全区域を道府県とみなして算定した控除前財源不足額（以下この項において「都控除前財源不足額」という。）が零を下回り、かつ、特別区の存する区域を市町村とみなして算定した控除前財源不足額（以下この項において「特別区控除前財源不足額」という。）が零を下回る場合

イ 都の全区域を道府県とみなして算定する場合の控除前財源不足額 零

ロ 特別区の存する区域を市町村とみなして算定する場合の控除前財源不足額 零

二 都控除前財源不足額が零以上であり、かつ、特別区控除前財源不足額が零以上の場合

イ 都の全区域を道府県とみなして算定する場合の控除前財源不足額 都控除前財源不足額

ロ 特別区の存する区域を市町村とみなして算定する場合の控除前財源不足額 特別区控除前財源不足額

三 都控除前財源不足額が零以上であり、かつ、特別区控除前財源不足額が零を下回る場合

イ 都の全区域を道府県とみなして算定する場合の控除前財源不足額 都控除前財源不足額及び特別区控除前財源不足額の合算額（当該合算額が零を下回る場合には、零とする。）

ロ 特別区の存する区域を市町村とみなして算定する場合の控除前財源不足額 零

四 都控除前財源不足額が零を下回り、かつ、特別区控除前財源不足額が零以上の場合

イ 都の全区域を道府県とみなして算定する場合の控除前財源不足額 零

ロ 特別区の存する区域を市町村とみなして算定する場合の控除前財源不足額 都控除前財源不足額及び特別区控除前財源不足額の合算額（当該合算額が零を下回る場合には、零とする。）

（雑則）

第四条 この省令に定めるもののほか、法第三十三条の五の二第一項の額の算定方法については、地方交付税法附則第六条の二に規定する平成二十八年度における基準財政需要額の算定方法の特例に係る控除額の算定方法の例による。

別表第一

道府県の補正指数に係る率等（第1条関係）

イ 都の全区域を道府県とみなして算定する場合の控除前財源不足額 都控除前財源不足額

ロ 特別区の存する区域を市町村とみなして算定する場合の控除前財源不足額 特別区控除前財源不足額

三 都控除前財源不足額が零以上であり、かつ、特別区控除前財源不足額が零を下回る場合

イ 都の全区域を道府県とみなして算定する場合の控除前財源不足額 都控除前財源不足額及び特別区控除前財源不足額の合算額（当該合算額が零を下回る場合には、零とする。）

ロ 特別区の存する区域を市町村とみなして算定する場合の控除前財源不足額 零

四 都控除前財源不足額が零を下回り、かつ、特別区控除前財源不足額が零以上の場合

イ 都の全区域を道府県とみなして算定する場合の控除前財源不足額 零

ロ 特別区の存する区域を市町村とみなして算定する場合の控除前財源不足額 都控除前財源不足額及び特別区控除前財源不足額の合算額（当該合算額が零を下回る場合には、零とする。）

（雑則）

第四条 この省令に定めるもののほか、法第三十三条の五の二第一項の額の算定方法については、地方交付税法附則第六条の二に規定する平成二十七年年度における基準財政需要額の算定方法の特例に係る控除額の算定方法の例による。

別表第一

道府県の補正指数に係る率等（第1条関係）

補正指数区分	率等	
	A	B
補正指数が0.20未満のもの	0.550	0.4070
同上0.20以上0.30未満のもの	1.100	0.2970
同上0.30以上0.40未満のもの	2.310	-0.0660
同上0.40以上0.50未満のもの	3.630	-0.5940
同上0.50以上0.60未満のもの	5.500	-1.5290
同上0.60以上0.70未満のもの	7.260	-2.5850
同上0.70以上のもの	7.920	-3.0470

別表第二

市町村の補正指数に係る率等（第1条関係）

補正指数区分	率等					
	指定都市	中核市・ 施行時特例市		その他		
	A	B	A	B	A	B
補正指数が0.10未満のもの	0.9244	0.6471	0.6240	0.1849	0.4160	0.1849
同上0.10以上0.20未満のもの	0.9244	0.6471	0.8088	0.1664	0.7072	0.1558
同上0.20以上0.30未満のもの	1.3404	0.5639	1.1555	0.0970	0.9983	0.0975
同上0.30以上0.40未満のもの	1.8488	0.4114	1.7332	-0.0763	1.5391	-0.0647

補正指数区分	率等	
	A	B
補正指数が0.20未満のもの	0.480	0.4512
同上0.20以上0.30未満のもの	1.296	0.2880
同上0.30以上0.40未満のもの	2.640	0.1152
同上0.40以上0.50未満のもの	3.840	0.5952
同上0.50以上0.60未満のもの	5.040	1.1952
同上0.60以上0.70未満のもの	6.336	1.9728
同上0.70以上のもの	6.336	1.9728

別表第二

市町村の補正指数に係る率等（第1条関係）

補正指数区分	率等					
	指定都市	中核市・ 施行時特例市		その他		
	A	B	A	B	A	B
補正指数が0.10未満のもの	0.820	0.6970	0.5535	0.2460	0.533	0.2050
同上0.10以上0.20未満のもの	0.820	0.6970	0.7175	0.2296	0.697	0.1886
同上0.20以上0.30未満のもの	1.189	0.6232	1.0250	0.1681	0.984	0.1312
同上0.30以上0.40未満のもの	1.640	0.4879	1.5375	0.0142	1.517	-0.0287

同上0.40以上0.50未満のもの	3.4665	-0.2357	2.8656	-0.5292	2.4959	-0.4473
同上0.50以上0.60未満のもの	4.8531	-0.9289	4.1135	-1.1532	3.6190	-1.0089
同上0.60以上0.70未満のもの	6.7481	-2.0659	6.4708	-2.5676	5.7312	-2.2762
同上0.70以上0.80未満のもの	8.5506	-3.3277	9.0128	-4.3470	8.6893	-4.3468
同上0.80以上0.90未満のもの	9.0128	-3.6974	9.0128	-4.3471	8.6893	-4.3468
同上0.90以上1.00未満のもの	9.0128	-3.6974	9.0128	-4.3470	8.7817	-4.4300
同上1.00以上のもの	9.0128	-3.6974	9.0128	-4.3470	8.7817	-4.4300
同上0.40以上0.50未満のもの	3.075	-0.0861	2.5420	-0.3876	2.460	-0.4059
同上0.50以上0.60未満のもの	4.305	-0.7011	3.6490	-0.9411	3.567	-0.9594
同上0.60以上0.70未満のもの	5.986	-1.7097	5.7400	-2.1957	5.084	-1.8696
同上0.70以上0.80未満のもの	7.585	-2.8290	7.9950	-3.7742	7.708	-3.7064
同上0.80以上0.90未満のもの	7.995	-3.1570	7.9950	-3.7742	7.708	-3.7064
同上0.90以上1.00未満のもの	7.995	-3.1570	7.9950	-3.7742	7.790	-3.7802
同上1.00以上のもの	7.995	-3.1570	7.9950	-3.7742	7.790	-3.7802